

仙台市環境影響評価条例施行規則（平成十一年仙台市規則第六号）新旧対照表

| 現行   | 改正後  |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |  |         |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |
|--|--|-----------|-----|---|----------------------------|---|-----------------------|--|-----------------------|--|---------------------------|--|--|---------|-----------|-----|---|----------------------------|---|-----------------------|--|-----------------------|--|---------------------------|--|
| <p>○仙台市環境影響評価条例施行規則<br/>(準備書の提出の時期)</p> <p>第十五条 条例第十三条第三項に規定する規則で定める時期は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の準備書の提出の時期の欄に掲げる時期とする。ただし、条例附則第四項第一号に掲げる都市計画対象事業にあつては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十条の規定による申請の日又は別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の準備書の提出の時期の欄に掲げる時期のいずれか早い日とする。</p>   | <p>○仙台市環境影響評価条例施行規則<br/>(準備書の提出の時期)</p> <p>第十五条 条例第十三条第三項に規定する規則で定める時期は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の準備書の提出の時期の欄に掲げる時期とする。ただし、条例附則第四項第一号に掲げる都市計画対象事業にあつては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十条の規定による申請の日又は別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の準備書の提出の時期の欄に掲げる時期のいずれか早い日とする。</p>   |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |  |         |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |
| <p>別表第二（第十五条関係）</p>  | <p>別表第二（第十五条関係）</p>  |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |  |         |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="258 807 430 893">対象事業の区分</th> <th data-bbox="430 807 1073 893">準備書の提出の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="258 893 430 937">一～七</td> <td data-bbox="430 893 1073 937">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 937 430 1374">八 別表第一の四の項のアからウまでの内容を有する事業</td> <td data-bbox="430 937 1073 1374">                     ア 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第一項若しくは第四十三条第一項の許可の申請又は同法第五十五条の二第三項において準用する同法第三十八条第三項の規定による告示の日<br/>                     イ 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十二年防衛庁訓令第百五号）第十九条の規定による告示の日<br/>                     ウ <u>宅地造成等規制法</u>（昭和三十六年法律第百九十一号）<u>第八条第一項本文</u>の許可の申請又は同法<u>第十一条</u>の協議の日                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1374 430 2071">九 別表第一の五の項のアの内容を有する事業</td> <td data-bbox="430 1374 1073 2071">                     ア 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日<br/>                     イ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十二条第一項（同法第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項（同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条第一項の規定による届出の日<br/>                     ウ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br/>                     エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br/>                     オ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u>の許可の申請又は同法<u>第十一条</u>の協議の日                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 2071 430 2466">十 別表第一の五の項のイの内容を有する事業</td> <td data-bbox="430 2071 1073 2466">                     ア 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br/>                     イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br/>                     ウ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u>の許可の申請又は同法<u>第十一条</u>の協議の日                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 2466 430 2721">十一 別表第一の六の項のア及びイの内容を有する事業</td> <td data-bbox="430 2466 1073 2721">                     ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日<br/>                     イ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場                 </td> </tr> </tbody> </table> | 対象事業の区分  | 準備書の提出の時期 | 一～七 | 略 | 八 別表第一の四の項のアからウまでの内容を有する事業 | ア 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第一項若しくは第四十三条第一項の許可の申請又は同法第五十五条の二第三項において準用する同法第三十八条第三項の規定による告示の日<br>イ 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十二年防衛庁訓令第百五号）第十九条の規定による告示の日<br>ウ <u>宅地造成等規制法</u> （昭和三十六年法律第百九十一号） <u>第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日 | 九 別表第一の五の項のアの内容を有する事業 | ア 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日<br>イ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十二条第一項（同法第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項（同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条第一項の規定による届出の日<br>ウ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br>エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>オ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日 | 十 別表第一の五の項のイの内容を有する事業 | ア 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br>イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>ウ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日 | 十一 別表第一の六の項のア及びイの内容を有する事業 | ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日<br>イ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場 | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1094 807 1266 893">対象事業の区分</th> <th data-bbox="1266 807 1908 893">準備書の提出の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1094 893 1266 937">一～七</td> <td data-bbox="1266 893 1908 937">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1094 937 1266 1374">八 別表第一の四の項のアからウまでの内容を有する事業</td> <td data-bbox="1266 937 1908 1374">                     ア 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第一項若しくは第四十三条第一項の許可の申請又は同法第五十五条の二第三項において準用する同法第三十八条第三項の規定による告示の日<br/>                     イ 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十二年防衛庁訓令第百五号）第十九条の規定による告示の日<br/>                     ウ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和三十六年法律第百九十一号）<u>第十二条第一項</u>の許可の申請又は同法<u>第十五条第一項</u>の協議の日                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1094 1374 1266 2071">九 別表第一の五の項のアの内容を有する事業</td> <td data-bbox="1266 1374 1908 2071">                     ア 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日<br/>                     イ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十二条第一項（同法第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項（同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条第一項の規定による届出の日<br/>                     ウ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br/>                     エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br/>                     オ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u>の許可の申請又は同法<u>第十五条第一項</u>の協議の日                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1094 2071 1266 2466">十 別表第一の五の項のイの内容を有する事業</td> <td data-bbox="1266 2071 1908 2466">                     ア 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br/>                     イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br/>                     ウ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u>の許可の申請又は同法<u>第十五条第一項</u>の協議の日                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1094 2466 1266 2721">十一 別表第一の六の項のア及びイの内容を有する事業</td> <td data-bbox="1266 2466 1908 2721">                     ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日<br/>                     イ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場                 </td> </tr> </tbody> </table> | 対象事業の区分 | 準備書の提出の時期 | 一～七 | 略 | 八 別表第一の四の項のアからウまでの内容を有する事業 | ア 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第一項若しくは第四十三条第一項の許可の申請又は同法第五十五条の二第三項において準用する同法第三十八条第三項の規定による告示の日<br>イ 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十二年防衛庁訓令第百五号）第十九条の規定による告示の日<br>ウ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> （昭和三十六年法律第百九十一号） <u>第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日 | 九 別表第一の五の項のアの内容を有する事業 | ア 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日<br>イ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十二条第一項（同法第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項（同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条第一項の規定による届出の日<br>ウ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br>エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>オ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日 | 十 別表第一の五の項のイの内容を有する事業 | ア 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br>イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>ウ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日 | 十一 別表第一の六の項のア及びイの内容を有する事業 | ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日<br>イ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場 |
| 対象事業の区分  | 準備書の提出の時期  |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |  |         |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |
| 一～七  | 略  |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |  |         |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |
| 八 別表第一の四の項のアからウまでの内容を有する事業   | ア 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第一項若しくは第四十三条第一項の許可の申請又は同法第五十五条の二第三項において準用する同法第三十八条第三項の規定による告示の日<br>イ 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十二年防衛庁訓令第百五号）第十九条の規定による告示の日<br>ウ <u>宅地造成等規制法</u> （昭和三十六年法律第百九十一号） <u>第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日  |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |  |         |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |
| 九 別表第一の五の項のアの内容を有する事業  | ア 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日<br>イ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十二条第一項（同法第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項（同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条第一項の規定による届出の日<br>ウ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br>エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>オ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日         |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |  |         |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |
| 十 別表第一の五の項のイの内容を有する事業  | ア 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br>イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>ウ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日   |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |  |         |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |
| 十一 別表第一の六の項のア及びイの内容を有する事業  | ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日<br>イ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場   |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |  |         |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |
| 対象事業の区分  | 準備書の提出の時期  |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |  |         |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |
| 一～七  | 略  |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |  |         |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |
| 八 別表第一の四の項のアからウまでの内容を有する事業   | ア 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第一項若しくは第四十三条第一項の許可の申請又は同法第五十五条の二第三項において準用する同法第三十八条第三項の規定による告示の日<br>イ 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十二年防衛庁訓令第百五号）第十九条の規定による告示の日<br>ウ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> （昭和三十六年法律第百九十一号） <u>第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日  |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |  |         |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |
| 九 別表第一の五の項のアの内容を有する事業  | ア 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日<br>イ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十二条第一項（同法第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項（同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条第一項の規定による届出の日<br>ウ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br>エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>オ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日 |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |  |         |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |
| 十 別表第一の五の項のイの内容を有する事業  | ア 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br>イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>ウ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日   |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |  |         |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |
| 十一 別表第一の六の項のア及びイの内容を有する事業  | ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日<br>イ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場   |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |  |         |           |     |   |                            |   |                       |  |                       |  |                           |  |

|                             |  |
|-----------------------------|--|
|                             | 合を含む。)の申請の日<br>ウ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請の日  |
| 十二 略                        | 略  |
| 十三 別表第一の六の項のエ及びオの内容を有する事業   | ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日<br>イ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日   |
| 十四 別表第一の六の項のカ及びキの内容を有する事業   | ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日<br>イ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br>ウ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>エ <u>宅地造成等規正法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日<br>オ 特定多目的ダム法第四条第一項の基本計画の作成の日<br>カ 河川法第二十六条第一項の許可の申請、同法第七十九条第一項の認可の申請又は同法第七十九条第二項若しくは第九十五条の規定による協議の日<br>キ 土地改良法第七条第一項、第四十八条第一項(同法第八十四条において準用する場合を含む。)、第七十七条第二項、第九十五条第一項若しくは第九十五条の二第一項の認可の申請の日、同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項の土地改良事業計画を定める日又は同法第九十六条の三第一項の規定により土地改良事業計画を変更し、若しくは廃止する日 |
| 十五 別表第一の六の項のクからサまでの内容を有する事業 | ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日<br>イ 工場立地法第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日<br>ウ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br>エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>オ <u>宅地造成等規正法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日  |
| 十六 別表第一の六の項のシ及びスの内容を有する事業   | ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日<br>イ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br>ウ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日  |

|                             |  |
|-----------------------------|--|
|                             | 合を含む。)の申請の日<br>ウ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請の日   |
| 十二 略                        | 略  |
| 十三 別表第一の六の項のエ及びオの内容を有する事業   | ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日<br>イ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日   |
| 十四 別表第一の六の項のカ及びキの内容を有する事業   | ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日<br>イ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br>ウ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>エ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日<br>オ 特定多目的ダム法第四条第一項の基本計画の作成の日<br>カ 河川法第二十六条第一項の許可の申請、同法第七十九条第一項の認可の申請又は同法第七十九条第二項若しくは第九十五条の規定による協議の日<br>キ 土地改良法第七条第一項、第四十八条第一項(同法第八十四条において準用する場合を含む。)、第七十七条第二項、第九十五条第一項若しくは第九十五条の二第一項の認可の申請の日、同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項の土地改良事業計画を定める日又は同法第九十六条の三第一項の規定により土地改良事業計画を変更し、若しくは廃止する日 |
| 十五 別表第一の六の項のクからサまでの内容を有する事業 | ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日<br>イ 工場立地法第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日<br>ウ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br>エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>オ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日  |
| 十六 別表第一の六の項のシ及びスの内容を有する事業   | ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日<br>イ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br>ウ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日  |

|                             |  |  |
|-----------------------------|--|--|
|                             | エ <u>宅地造成等規正法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日<br>オ 温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三条第一項、第七条の二第一項又は第十一条第一項の許可の申請の日  | エ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日<br>オ 温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三条第一項、第七条の二第一項又は第十一条第一項の許可の申請の日  |
| 十七 別表第一の六の項のセ及びソの内容を有する事業   | ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日<br>イ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日   | 十七 別表第一の六の項のセ及びソの内容を有する事業<br>ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日<br>イ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日  |
| 十八 別表第一の七の項のア及びイの内容を有する事業   | ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可の申請又は同法第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出の日<br>イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>ウ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日                    | 十八 別表第一の七の項のア及びイの内容を有する事業<br>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可の申請又は同法第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出の日<br>イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>ウ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日                     |
| 十九 別表第一の八の項のアからエまでの内容を有する事業 | ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第九条第一項の許可の申請又は同法第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出の日<br>イ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日  | 十九 別表第一の八の項のアからエまでの内容を有する事業<br>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第九条第一項の許可の申請又は同法第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出の日<br>イ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日   |
| 二十 別表第一の八の項のオ及びカの内容を有する事業   | ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可の申請の日<br>イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>ウ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日   | 二十 別表第一の八の項のオ及びカの内容を有する事業<br>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可の申請の日<br>イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>ウ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日  |
| 二十一 別表第一の九の項のア及びイの内容を有する事業  | ア 下水道法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条の十一第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同法第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条の十一第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出の日<br>イ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日 | 二十一 別表第一の九の項のア及びイの内容を有する事業<br>ア 下水道法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条の十一第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同法第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条の十一第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出の日<br>イ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日 |
| 二十二 別表第一の十の項のアの内容を有する事業     | ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>イ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日<br>ウ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十四条第六項の意見の聴取の日<br>エ 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十八条の意見の聴取の日                        | 二十二 別表第一の十の項のアの内容を有する事業<br>ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>イ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日<br>ウ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十四条第六項の意見の聴取の日<br>エ 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十八条の意見の聴取の日                           |
| 二十三 別表第一の十の項のイの内容を有する事業     | ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>イ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日   | 二十三 別表第一の十の項のイの内容を有する事業<br>ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>イ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日  |
| 二十四 別表第一の十一の項のアの内容を有する事業    | ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>イ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日<br>ウ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第   | 二十四 別表第一の十一の項のアの内容を有する事業<br>ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>イ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日<br>ウ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第   |

|                              |  |                              |  |
|------------------------------|--|------------------------------|--|
|                              | 四十三号) 附則第七条第七項の認可の申請の日<br>エ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平成十五年法律第四十四号) 第十一条の認可の申請の日  |                              | 四十三号) 附則第七条第七項の認可の申請の日<br>エ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平成十五年法律第四十四号) 第十一条の認可の申請の日  |
| 二十五 別表第一の十一の項のイ及びウの内容を有する事業  | ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>イ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日   | 二十五 別表第一の十一の項のイ及びウの内容を有する事業  | ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>イ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日   |
| 二十六 別表第一の十二の項の内容を有する事業       | ア 学校教育法第四条第一項(同法百三十四条第二項において準用する場合を含む。)若しくは百三十条第一項の認可の申請又は同法第四条の二の規定による届出の日<br>イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>ウ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日  | 二十六 別表第一の十二の項の内容を有する事業       | ア 学校教育法第四条第一項(同法百三十四条第二項において準用する場合を含む。)若しくは百三十条第一項の認可の申請又は同法第四条の二の規定による届出の日<br>イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>ウ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日  |
| 二十七 別表第一の十三の項の内容を有する事業       | ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>イ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日<br>ウ 自然公園法第十六条第二項の規定による協議又は同条第三項の認可の申請の日<br>エ 県立自然公園条例第七条の二第二項の規定による協議又は同条第三項の認可の申請の日   | 二十七 別表第一の十三の項の内容を有する事業       | ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>イ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日<br>ウ 自然公園法第十六条第二項の規定による協議又は同条第三項の認可の申請の日<br>エ 県立自然公園条例第七条の二第二項の規定による協議又は同条第三項の認可の申請の日   |
| 二十八 別表第一の十四の項の内容を有する事業       | ア 水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の認可の申請の日<br>イ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日  | 二十八 別表第一の十四の項の内容を有する事業       | ア 水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の認可の申請の日<br>イ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日  |
| 二十九 略                        | 略  | 二十九 略                        | 略  |
| 三十 別表第一の十六の項の内容を有する事業        | ア 墓地、埋葬等に関する法律第十条第一項又は第二項の規定による許可の申請の日<br>イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>ウ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日   | 三十 別表第一の十六の項の内容を有する事業        | ア 墓地、埋葬等に関する法律第十条第一項又は第二項の規定による許可の申請の日<br>イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>ウ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日   |
| 三十一 別表第一の十七の項のイ及びウの内容を有する事業  | ア 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)の申請の日<br>イ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請の日<br>ウ 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律百三十八号) 第五条第一項又は第七条の規定による届出の日  | 三十一 別表第一の十七の項のイ及びウの内容を有する事業  | ア 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)の申請の日<br>イ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請の日<br>ウ 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律百三十八号) 第五条第一項又は第七条の規定による届出の日   |
| 三十二～三十四                      | 略  | 三十二～三十四                      | 略  |
| 三十五 別表第一の二十一の項のイ及びウの内容を有する事業 | ア 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)の申請、同法第十八条第二項の規定による通知又は同法第五十九条の二第一項の規定による許可の申請の日<br>イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>ウ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日 | 三十五 別表第一の二十一の項のイ及びウの内容を有する事業 | ア 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)の申請、同法第十八条第二項の規定による通知又は同法第五十九条の二第一項の規定による許可の申請の日<br>イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>ウ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日 |

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
|   | エ 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の九第一項の認可の申請の日   |   | エ 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の九第一項の認可の申請の日   |
| 三十六 別表<br>第一の二十<br>一の項のイ<br>の内容を有<br>する事業   | ア 建築基準法第八十八条第一項又は同条第二項において準用する同法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br>イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>ウ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日 | 三十六 別表<br>第一の二十<br>一の項のイ<br>の内容を有<br>する事業 | ア 建築基準法第八十八条第一項又は同条第二項において準用する同法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日<br>イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>ウ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日 |
| 三十七 別表<br>第一の二十<br>二の項の内<br>容を有する<br>事業   | ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>イ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日  | 三十七 別表<br>第一の二十<br>二の項の内<br>容を有する<br>事業   | ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日<br>イ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日  |
| 三十八・三十九略  |   | 三十八・三十九略                                  |   |
| 備考 対象事業に適用される法令等に応じ準備書の提出の時期の欄に掲げる時期に該当する日が二以上ある対象事業に係る準備書の提出の時期は、それらのうち最も早い日とする。 |   | 備考 略                                      |   |

附 則

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。